

リフォーム・住宅取得(多世代同居)補助のご案内

富良野市では、自ら所有し居住している住宅のリフォーム工事の他、自ら居住するため購入する中古住宅のリフォーム工事、浄化槽設置工事、耐震改修工事、解体工事、さらに自ら居住するための多世代同居住宅の新築・住宅購入について、その費用の一部を助成します。

住宅取得(多世代同居)

多世代同居～子世帯(配偶者と同居する方、または高等学校等に在学する子等を養育し、かつ同居する方の世帯)と親世帯(子の父母または祖父母の世帯)が、同一住宅内に居住すること及びごく近くに暮らすことです。

※高等学校等に在学する子等には、申請時点で妊娠中であり、出生後は同居する予定の場合を含みます

※配偶者は、事実上の婚姻関係にある場合を含みます。

※多世代同居は、一帯の敷地における近居住宅も補助対象となります。

◇ 助成(補助金)額

① 住宅取得（新築・建売住宅の購入）に要する費用（上限 50 万円）

※1 万円未満は切り捨て

以下の条件を満たす場合には、上限額が増額となります。

- ・市内登録業者と契約を締結するもの 加算額 30 万円
- ・高等学校等に在学する子等を養育し、かつ同居している場合 加算額 20 万円

	上限加算なし	市内登録業者	高等学校等に在学する子等	市内登録業者+ 高等学校等に在学する子等
補助金額	取得費用	取得費用	取得費用	取得費用
上限額	50 万円	80 万円	70 万円	100 万円

② 住宅取得（中古住宅の購入）に要する費用（上限 30 万円）

※1 万円未満は切り捨て

以下の条件を満たす場合には、上限額が増額となります。

- ・高等学校等に在学する子等を養育し、かつ同居している場合 加算額 20 万円

	上限加算なし	高等学校等に在学する子等
補助金額	取得費用	取得費用
上限額	30 万円	50 万円

◇ 補助の対象となる条件

- ・住宅取得後、3年以上継続して取得した住宅において多世代同居を行うこと
- ・取得する住宅の延べ面積が 79.4 m²以上であること

◇ 受付期間

令和6年4月1日（月）より随時申請を受け付けます。

住宅リフォーム工事(多世代同居)

◇ 助成(補助金)額 ※1万円未満切り捨て

住宅リフォーム（多世代同居）に係る工事費の10分の1（上限50万円）※近居対象

◇ 補助の対象となる条件

- ・現に所有し、かつ居住している住宅であること（中古住宅を購入し、改修後に居住する場合等を含みます）
- ・市内登録業者による工事で、助成の対象となる工事費用が50万円以上であること
- ・改修後3年以上継続して多世代同居となること
- ・助成対象工事

住宅の増築及び改築工事

壁紙の張り替え、外壁の塗り替え、屋根の葺き替え等工事

便所、台所、風呂などの水回り工事

間取りの変更、床などのバリアフリー化

合併処理浄化槽の設置（新築時の設置も含みます）

- ・助成対象とならない工事・費用

新築工事

塀・門扉・ロードヒーティングなどの外構工事

家具・家電製品などの持ち運び可能な物品の購入費

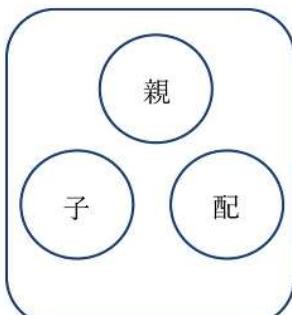
その他（産業廃棄物処理費など）

◇ 受付期間

令和6年4月1日（月）より随時申請を受け付けています。

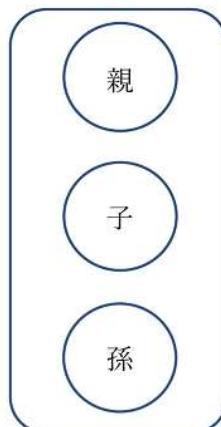
◇ 多世代同居のイメージ(最小構成)

二世代 親と子（夫婦）の同居



補助金	
新築等	1～80万円
中古購入	1～30万円
改修	5～50万円

三世代 親と子と孫の同居



補助金	
新築等	1～100万円
中古購入	1～50万円
改修	5～50万円

※孫=高校生等以下

住宅リフォーム工事(一般)

◇ 助成(補助金)額 ※1万円未満切り捨て

住宅リフォーム（一般）に係る工事費の10分の1（上限20万円）

◇ 補助の対象となる条件

- ・現に所有し、かつ居住している住宅であること（中古住宅を購入し、改修後に居住する場合等を含みます）

- ・市内登録業者による工事で、助成の対象となる工事費用が50万円以上であること

- ・助成対象工事

　　住宅の増築及び改築工事

　　壁紙の張り替え、外壁の塗り替え、屋根の葺き替え等工事

　　便所、台所、風呂などの水回り工事

　　間取りの変更、床などのバリアフリー化

　　合併処理浄化槽の設置（新築時の設置も含みます）

- ・助成対象とならない工事・費用

　　新築工事

　　塀・門扉・ロードヒーティングなどの外構工事

　　家具・家電製品などの持ち運び可能な物品の購入費

　　その他（産業廃棄物処理費など）

◇ 受付期間（補助金の交付申請の事前申し込み）

リフォーム工事（一般）

申込多数により令和6年度の受付は終了しました

◇ 抽選 リフォーム工事(一般)のみ

- ・申し込みが多数になり、助成（見込）額が予算を上回った場合は抽選を行います。

- ・抽選結果は、原則市内登録業者を通じて連絡します。

- ・当選となった補助申請の権利を他の方に譲渡することはできません。

- ・抽選で当選とならなかった場合、すでに当選している方のキャンセル等により繰り上げとなる場合があります。

耐震改修工事・解体工事

◇ 助成(補助金)額

- ① 耐震改修 改修に係る工事費が 200 万円未満の場合 20 万円
改修に係る工事費が 200 万円以上の場合 30 万円
- ② 解体 20 万円

◇ 補助の対象となる条件

- ① 耐震改修
 - ・昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、耐震診断の結果により、現行の耐震関係規定と同程度の性能を満たさないと判断された住宅を、耐震性を満たすために改修するもの
 - ・改修を行う住宅の所有者で、現に居住していること
- ② 解体
 - ・昭和56年5月31日以前に新築として着工された住宅で、その全部を除却するもの
 - ・解体を行う住宅の所有者で、現に居住あるいは申請の1年以上前に居住していたこと

◇ 受付期間

令和6年4月1日（月）より随時受け付けています。

(補助金の手続きに関する注意事項)

●共通事項_補助対象経費に含めないもの

1. 富良野市中小企業振興条例の規定に基づく店舗等新築改修費補助事業の補助金の交付を受けてから3ヶ年を経過せず、新たに改修工事を実施しようとするときは、当該改修工事に要する費用
2. 富良野市水洗化等改造資金貸付に関する条例及び富良野市水洗化等改造に関する補助金条例の規定に基づき資金の貸付又は補助金を受けたときは、当該工事に要する費用
3. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき、市長が定める日常生活上の便宜を図るための居住活動用具の設置に伴う住宅の改修費について、富良野市地域生活支援事業実施要綱により当該改修費の給付を受けたときは、当該工事に要する費用
4. 介護保険法及び富良野市住宅改修助成要綱の規定に基づき支援を受けたときは、当該工事に要する費用
5. 租税公課及び産業廃棄物処理に要する費用
6. 住宅と直接接しない部分の工事及び外構工事に要する費用並びに家具、家電、装飾品及び冷暖房機器の購入に要する費用
7. 市からその他の制度により助成を受けたときは、当該制度の助成の対象経費となる費用

○住宅取得（多世代同居）

1. 新築・建売住宅の購入・中古住宅の購入が補助金の交付対象となります。
2. 申請ができるのは、申請者の所有権が発生した日から過去1年以内の住宅取得に限ります。
3. 住宅取得の助成は1回限りです。
4. 住宅取得は、取得後3年以上多世代同居をすることが要件となっています。市の調査により、要件を満たさなくなったらと判断した場合には、補助の取消し、さらにすでに補助金を交付している場合には補助金の一部または全部の返還となる場合があります。

○リフォーム工事

1. 申請者が自ら所有し居住している住宅または中古住宅を購入して自ら居住するためのリフォーム工事、合併処理浄化槽の設置費用が補助金の交付対象となります。
※現在所有していない住宅に住む場合の工事については、窓口で確認ください。
2. 同一住宅での助成は1回限りです。（前回交付より5ヶ年経過した住宅は除きます）
3. 補助対象外の工事があります。申請の際提出された見積書から対象外の工事にかかる費用を除いてリフォーム工事費50万円が確保できなければ補助金を受けることができません。
4. 補助金の手続きを済ませずに着手した工事は補助金を受けることができません。
5. 申請した年度内（2月末まで）に完了届を提出しなければ補助金を受けることができません。
6. 市内のリフォーム事業者として登録された業者による工事でなければ補助金を受けることができません。
7. 合併処理浄化槽設置については、浄化槽工事で登録した市内業者による工事でなければ補助金を受けることができません。
8. 建築物の増築を伴うリフォーム工事の場合、建築確認申請など手続きが必要となり、補助金の手続きが遅れることがあります。
9. 多世代同居のリフォームは、改修後3年以上多世代同居をすることが要件となっています。市の調査により、要件を満たさなくなったらと判断した場合には、補助の取消し、さらにすでに補助金を交付している場合には補助金の一部または全部の返還となる場合があります。

※令和4年2月1日より多世代同居は、一帯の敷地における近居住宅も補助対象となります。

お問い合わせ 富良野市役所 建設水道部 都市建築課 ☎(0167) 39-2316